個人情報の取り扱いに関する重要事項

お客様の情報の取り扱いについて下記事項をご確認のうえお申し込みください。なお、個人情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約(第2章)としてあらためてお届けします。

1.個人情報の収集、保有、利用

株式会社おきぎんジェーシーピー(以下「当社」という。)または株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)は、会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

- (1)当社またはJCBもしくは当社およびJCB(以下「両社」という。)との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、下記①~ ⑨の個人情報を収集、利用します。
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、 Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程において両社が知り 得た事項。
 - ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
 - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。
 - ⑥当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①~③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)。
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)。
 - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)。
- (2)以下の目的のために上記(1)①〜④の個人情報を利用します。ただし会員が下記③の市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
 - ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ②当社またはJCBもしくは両社のクレジットカード事業その他の当社またはJCBもしくは両社の事業(当社またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)。
 - ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
 - ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる上記(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、上記(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。
- (4)両社およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上記(1)①~④の個人情報を共同利用します。(当該提携会社は、次のホームページにてご確認いただけます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)(5)以下の当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)は、共同利用会社のサー
 - ビス提供等のため、上記(1)①〜③の個人情報を共同利用します。 ・株式会社JCBトラベル:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供のため
 - ・株式会社ジェーシービー・サービス:保険サービス等の提供のため
- (6)上記(4)(5)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

2.個人信用情報機関の利用および登録

- (1)本会員および本会員として申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)の支払能力の調査のために、当社は、当社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用します。なお、登録されている個人情報には、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関が独自に収集し登録した情報が含まれます。
- (2)加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力調査の目的に限る。)のために利用されます。
- (3)加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制 遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信 用情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。

3.個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、当社、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社はすみやかに訂正または削除に応じます。

4.個人情報の取り扱いに関する不同意

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合(ただし、上記1.(2)③または同④への中止の申し出を除く。)は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

5.契約不成立時および退会後の個人情報の利用

(1) 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上記1. (ただし1.(2)③お

よび同④を除く。) および2.の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(2)退会の申し出または会員資格の喪失後も上記1.(ただし1.(2)③および同④を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

6.個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

・本規約に掲載の〈ご相談窓口〉をご確認ください。

(KJ777777 · 20250228)

クレジット一体型キャッシュカード「PiPuCa」特約

第1条(本特約の目的)

本特約は、株式会社沖縄銀行(以下「当行」という。)および株式会社おきぎんジェーシービー(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が発行する「クレジットー体型キャッシュカード(PiPuCa)」(以下「本カード」という。)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第2条(本カードの発行・貸与)

1.本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとします。

- (1)当行と普通預金取引がある者が、当社およびJCBが別に定める「JCB CARD会員規約」(以下「クレジットカード規約」という。)および当行キャッシュカード規定(以下「キャッシュカード規定」という。)ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員(以下「本会員」という。)となるむねの申し込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに対し当行、当社およびJCB(以下「3社」という。)が承認した場合。
- (2)キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている者が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となるむねの申し込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに対し3社が承認した場合。
- (3) クレジットカード規約を承認のうえ当社およびJCB発行にかかるクレジットカードの貸与を受けている本会員が、クレジットカード 規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、これに対し3社が承認した場合。
- (4)キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けており、かつクレジットカード規約を承認のうえ 当社およびJCB発行にかかるクレジットカードの貸与も受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定なら びに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、これに対し3社が承認した場合。
- 2.前項に基づいて発行される本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、当行および当社は前項各号による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします(以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」といいます。)。なお、本カード上には、会員氏名・JCBカード会員番号・JCBカードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
- 3.第1項各号の申し込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。)が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として届け出るものとします。

第3条(本カード発行に伴う既存カードの取り扱い)

第2条第1項(2)~(4)の場合において、一体型会員が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードの機能は、一体型会員が本カードを利用した時点で失効するものとします。

第4条(有効期限)

- 1.本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。
- 2.3社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、3社が審査のうえ引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。
- 3.前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

第5条(本カード機能)

- 1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および当社および JCB が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。)を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
- 2.一体型会員は、現金自動支払機(以下「CD」という。)または現金自動預払機(以下「ATM」という。)において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
- 3.前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
- 4.本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第6条(本カードの機能停止等)

- 1.3社は、一体型会員と当社およびJCBとの間のクレジットカード契約、および一体型会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益・損害等については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。
 - (1) 本カードの再発行のため、一体型会員が、3社のうちいずれか1社に本カードを返還した場合。
 - (2) 本カードに関する諸変更手続きのため、一体型会員が、3社のうちいずれか1社に本カードを送付しまたは預けた場合。
 - (3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。
 - (4) 一体型会員から3社のうちいずれか1社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭ったむねの届け出があった場合。
- 2. 一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反しまたは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合には、当社またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

第7条(本カードの取り扱い)

- 1. 一体型会員は、当行および当社より本カードを貸与されたときは、ただちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 2.本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行および当社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第8条 (決済口座の変更)

本カードの申し込みの際に届け出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更に合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

第9条 (届出事項の変更)

1. 一体型会員が3社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、3社所定の方法により遅滞なく3社に届け

出なければなりません。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に また、クレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当社およびJCB所定の方法により遅滞なく当社およびJCBに 届け出るものとします。

2.前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを3社のうちいずれか1社に返還するものとします。なお、この場 合には、第12条所定の再発行手続きがとられるものとします。

第10条(紛失・盗難の届出)

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を当行に届け出るとともに、当社または JCBのいずれか一方に届け出るものとします。

第11条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)

本カードの紛失・盗難に関する規定については、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定に、クレジットカード機能につ いてはクレジットカード規約によるものとします。

第12条 (カードの再発行)

- 1.3社は、本カードの紛失・盗難・破損・汚損、または氏名の変更等の理由により一体型会員が希望した場合は、3社が審査のうえ原則とし てカードを再発行します。この場合、一体型会員は、当行および当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行および 当社が別途公表いたします(ただし、氏名の変更による再発行の場合を除きます。)。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行し ないことがあります。
- 2. 一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を希望する場合には、当該一体型会員が所持する本カードを3社のうちいず れか1社に返還するものとします。

第13条(カードの返還および単機能カードの発行)

- 1.一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、3 社のうちいずれか1 社に本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損 害等については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。
 - (1) クレジットカード規約所定の事由により当社および JCB が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合 (一 , 体型会員が任意に退会した場合も含みます。)。
 - (2) 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
- (3) 一体型会員が3社に対し、本カードの利用を取り止めるむねの申し出を行い、これを3社が認めた場合。 2.(1) 前項(1) の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード(以下「単機能キャッシュカード」 という。)の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。
 - (2)前項(2)の場合において、本カードのクレジットカード機能と同様の機能を持つクレジットカード(以下「単機能クレジットカード」 という。)の発行を当社およびJCBが認めた場合には、当社およびJCBは当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行する ものとします。
 - (3)前項(3)の場合において、単機能キャッシュカードの発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカー ドを発行するものとします。また同様に、前項(3)の場合において、単機能クレジットカードの発行を当社およびJCBが認めた場合には、 当社およびJCBは当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行するものとします。
 - (4) 一体型会員は本項(1) または(3) に基づいて単機能キャッシュカードが発行される場合には、当行に対し当行所定の再発行手数料を、 本項(2)または(3)に基づいて単機能クレジットカードが発行される場合には、当社に対し当社所定の再発行手数料をそれぞれ支払うも のとします。再発行手数料は当行および当社が別途公表いたします。

第14条(カードの回収)

前条第1項(1)の場合において、3社はCDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当 行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等 については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。

- 1.当行および当社は本カードの発行に関する業務を JCB に委託することができるものとします。
- 2.JCBは、前項の業務につきJCBが指定する第三者に委託することができるものとします。

第16条(情報の共有交換)

- 1. 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を行ったうえ で3社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
 - (1)会員が、3社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第9条第1項に基づいて3社のいずれかに対し て変更の届け出があった場合には、当該届出情報。
 - (2)第6条第1項各号、同条第2項、第13条第1項各号、第14条記載の事項。
 - (3) キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。
 - (4) その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。
- 2.当行、当社、JCBは、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
- 3.本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、当行および当社がJCBに対し、またはJCBが再委託する第三者に 対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第17条 (特約の優先適用)

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第18条(特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容を書面その他の方法により通知した後に一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員は当 該改定を承認したものとみなします。

(TK450601 · 20110402)

おきぎんJCBカード提携特約

第1条(本カード)

本カードは株式会社沖縄銀行(以下「当行」という。)と株式会社おきぎんジェーシービーおよび株式会社ジェーシービー(以下あわせて 「JCB」という。)が提携して発行するものです。

第2条(会員)

本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行およびJCBが認めた方を会員(以下「会員」という。) とし、JCBがカードを貸与します。

第3条(年会費)

会員は、当行に対して当行が通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条(提供サービスと利用)

1. 当行(本条においては当行が提携するサービス提供会社を含む。)が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方 法により通知または公表します。

- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 3. 当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 4.会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第5条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

- 1.会員および入会を申し込まれた方(以下あわせて「会員等」という。)は、当行が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申し込み時および第6条において会員が届け出た事項
 - ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③本カードの利用内容(第7条において共有する情報)
 - (2)宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします(中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)。
 - (3) 当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 (届出事項の共有)

会員が、当行またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、当行およびJCBの間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第7条 (利用内容の共有)

- 1.会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBと当行において共有することにあらかじめ同意するものとします。
- 2.会員は、JCBが会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行とJCBにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第8条 (会員資格の喪失)

会員がJCBの会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

第9条 (JCB会員規約と本特約の関係)

本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<当行お問い合わせ窓口>

株式会社沖縄銀行 デジタル事業部

098-869-1376

(TK450600 · 20230522)

PiPuCa ANAマイレージクラブカード特約

第1条(カード名称)

全日本空輸株式会社(以下「ANA」という。)と、株式会社おきぎんジェーシービー(以下「当社」という。)ならびに株式会社沖縄銀行(以下「当行」という。)は、当社、当行と、株式会社ジェーシービーとが提携して発行する「クレジットー体型キャッシュカード PiPuCa」(以下「カード」という。)の一券種として ANAの ANA マイレージクラブ機能を搭載したカードを 2種類発行し、その名称を「PiPuCa ANA マイレージクラブカード」、「PiPuCa ANA マイレージクラブゴールドカード」(以下、両カードを「本カード」という。)と称します。

第2条 (会員資格)

- 1.本特約、ANAマイレージクラブ会員規約および別途当社が定めるJCBカード会員規約、当社、当行が定めるクレジット一体型キャッシュカード「PiPuCa」特約を承認のうえん会を申し込み、3社が認めた方をカード会員(以下、「会員」という。)とします。
- 2. 当社ならびに当行は、会員に対し本カードを貸与します。

第3条 (特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、当社、当行が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2.会員は、ANAが提供する特典およびサービスを受ける場合、ANA所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条 (届出事項の変更)

会員が届け出た氏名、住所、電話番号等に変更があった場合は、会員は当社、当行が定める所定の方法にて2社あてに届け出るものとします。また、会員は当社に届け出た変更事項について、別途ANAに対し、「ANAマイレージクラブ会員規約」に定める届出が必要となります。

第5条(本特約に不同意の場合)

当社、当行およびANA(以下、「3社」という。)は、本カードの申込者および会員が、本特約に基づく本カードの発行に必要な申込書等記載事項の記入・申告を行わなかった場合、または本特約等の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本カードの発行を断ることまたは3社で利用解除の手続きをとることができるものとします。

第6条(本カード利用資格の喪失)

- 1.3 社は、会員が本カードの会員資格および利用資格を有するに不適格であると認めた場合は、何らの通知、催告を要しないで本カード利用 資格を喪失させることができます。
- 2. 本カード利用資格を喪失した場合には、会員は、3社の指示にしたがって、本カードを当社もしくは当行に返却するものとします。

第7条(本カードの年会費)

- 1.本カードの年会費は、「PiPuCa ANAマイレージクラブカード」は1,980円(税込)、「PiPuCa ANAマイレージクラブゴールドカード」は11,000円(税込)とします。
- 2.当社は当該カードの利用状況等によって、本カードの有効期限が到来した場合であっても、JCBの会員規約に定める新しいカードを発行せず、JCB会員資格を取り消す場合があります。また、会員がJCB会員資格を喪失した場合、当然に本カード利用資格を喪失するものとします。

第8条(特約の変更ならびに承認)

- 1. 本特約が改定され、変更内容を通知した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更事項を承認したものとみなします。
- 2. 本特約に定めのない事項については本特約を除くJCBの会員規約およびおきぎんキャッシュカードサービス規定が適用されます。なお、各種規約と本特約が重複する場合は、本特約が優先されます。

《個人情報の取り扱いに関する重要事項》

<クレジット一体型キャッシュカード「PiPuCa ANAマイレージクラブカード」特約>

第1条(目的範囲内の情報提供および同意)

会員は、当社および当行が保護措置を講じた上で以下の個人情報を ANA に提供し、ANA が以下の目的で利用することに同意します。 【目的】

- (1) 航空運送サービスにおける予約、航空券販売、チェックイン、空港ハンドリング、機内サービス
- (2)連帯運送、共同引受、コードシェア、相次運送および受託運送における予約、航空券販売およびチェックイン、空港ハンドリング
- (3)ANAマイレージクラブにおけるサービスの提供
- (4)ANA が取り扱うその他のサービス・商品の案内、提供および管理
- (5) 上記(1) ~ (4) に付帯・関連するすべての業務
- (6)ANAのサービス・商品等に関するアンケートの実施
- (7)新たなサービス・商品の開発
- (8)各種イベント、キャンペーンの案内および各種情報の提供
- (9)ANAのサービス・商品提供に関する連絡
- (10)ANA グループ会社が取り扱うサービス・商品・各種イベント・キャンペーンの案内および各種情報の提供
- (11)問合せ、依頼等への対応

【情報範囲】

所定の申込書に会員が記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先情報、学校名、ANAマイレージクラブお客様番号とパスワード等およびPiPuCa ANAマイレージクラブカード特約第4条により届け出た情報

第2条 (個人情報の共同利用)

ANAは、ANAプライバシーポリシーに定めるANAグループ各社と、前条の【目的】で前条記載の個人情報を共同して利用します。なお、個人情報の管理についてはANAが責任を負います。また、当該各社は、ANAのウェブサイトに掲載しています。

第3条 (特約の変更)

本特約は当社、当行および ANA の所定の手続きにより変更する場合があります。

(TK450700 · 20201116)

PiPuCa ANAマイレージクラブカード (Edy一体型カード) 特約

第1条(本特約)

本特約は、株式会社沖縄銀行(以下「当行」という。)および株式会社おきぎんジェーシービー(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が提携して発行するクレジットー体型キャッシュカード「PiPuCa」の一券種「PiPuCa ANA マイレージクラブカード」に、JCBの提供する Edy 機能が付加されたカード(以下「Edy 一体型カード」という。)の取り扱いについて定めるものです。

第2条 (Edv一体型カードの利用の指定)

- 1.Edy 一体型カードの会員(以下「会員」という。)は、当社およびJCBの会員規約(以下「会員規約」という。)における加盟店かつ楽天 Edy サービス利用約款における加盟店においてEdy 一体型カードを利用する場合、Edy 一体型カード提示の際に、ショッピング利用または楽天 Edy サービスの利用について指定するものとします。
- 2.前項の指定をしなかった場合に会員に生じる不利益、損害等について、当行、当社およびJCBは、当行、当社およびJCBの故意または過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第3条 (Edy一体型カードの破棄の猶予)

- 1.会員は、新しいEdy一体型カードの発行、Edy一体型カードの有効期限経過またはEdy一体型カードの退会の場合など、当行の「おきぎんキャッシュカードサービス規定」、当社およびJCBの会員規約、ならびに「おきぎんJCBカード提携特約」、「クレジット一体型キャッシュカード「PiPuCa」特約」、当行、当社およびANAの「PiPuCa AMC 特約」(以下あわせて「提携特約」という。)または当行、当社およびJCBによる指示等に基づいて保有するEdy一体型カードを破棄すべき場合においても、Edy一体型カードに未使用のEdyが記録されているときは、当該未使用のEdyを使い切るまでの間、当該Edy一体型カードを破棄しないことができるものとします。ただし、新たにEdyの発行を申し込み、当該Edy一体型カードにEdyを記録することはできないものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、当行、当社およびJCBがEdy一体型カードの返還を求めた場合には、会員はただちにEdy一体型カードを当行、当社およびJCBに返還するものとします。

第4条 (Edy一体型カードに記録されたEdyの非補償)

次のいずれかに該当する場合など当行、当社およびJCBがEdy一体型カードの返還を受け、または会員がEdy一体型カードを破棄した場合において、Edy一体型カードに記録されているEdyに関しては当行、当社およびJCBから一切補償されないことがあります。

- (1)前条第1項にかかわらず、会員が未使用のEdyを記録した状態で当行、当社およびJCBへEdy一体型カードを返還または破棄したとき。(2)前条第2項に基づき、会員が当行、当社およびJCBへEdy一体型カードを返還したとき。
- (3)会員規約または提携特約等に基づき、会員がEdy一体型カードの会員資格を喪失し、当行、当社およびJCBがEdy一体型カードの返還を受けたとき。
- (4)会員がクレジット暗証番号等を変更するために当行、当社およびJCBへEdy一体型カードを返還したとき。
- (5)Edy一体型カードが紛失、盗難等により滅失したとき。

第5条 (規定の適用、改定)

- 1. 本特約の内容と会員規約および提携特約の内容が異なる場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。
- 2. 本特約が変更され、変更内容を通知した後に会員がEdy 一体型カードを利用したときは、会員は当該変更事項を承認したものとみなします。 (TK450701・20120702)

楽天Edyサービス利用約款

第1条(目的)

本約款は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)が発行する電子マネー Edy による楽天 Edy サービスの利用について規定するもので、利用者が Edy カードに記録された電子マネー Edy により楽天 Edy サービスを利用するにあたり、本約款が適用されます。

第2条(定義)

本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

Edy

楽天Edy株式会社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、本約款に基づき利用者が商品等の代金の支払いに使用することができる前払式支払手段であり、「楽天Edy」または「Edy」と称されるもの

●楽天 Edy サービス

Edyの発行、Edyの購入情報および残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売または提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部または一部の支払いとしてEdyを使用したときには、使用されたEdyに相当する代金額と同額の金額を楽天Edy株式会社が加盟店に対して支払うサービス

●Edyカード

利用者が本約款に従ってEdyを記録し使用するために必要な機能を備えた非接触ICカード等

● Edy 番号

Edyカードに記載される番号であって、当該Edyカードに記録されるEdyおよびEdyによる取引を特定するために割り当てられる16桁の数字

●楽天 Edy マークおよび Edy マーク

Edy カードであることを認識するために Edy カード券面に表示され、また加盟店標識として使用される楽天 Edy サービスのマーク

●利用者

Edyカードによって、楽天Edyサービスを利用する方

●加盟店

楽天Edy株式会社のEdyの取り扱いに関する加盟店契約により、商品等の販売および提供にかかる代金の支払いについて利用者がEdyを使用することができる事業者

●商品等

利用者が販売または提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツおよび権利等

● Edv 端末

商品等の購入または提供の代金の支払いについて利用者がEdyを使用するために必要となる機器であって、加盟店またはその指定する場所に設置される端末機器

● Edy チャージャー

利用者が本約款第6条によりEdyの発行を受けることのできる端末機器

●パーソナルリーダ・ライタ

インターネットを介して利用者がEdyの発行を受ける際またはインターネットを通じて購入もしくは提供を受ける商品等の代金の支払いにEdyを使用する際に必要となる端末機器(その他の機器に内蔵される端末機器も含む。)

●提携会社

JCB または楽天 Edy 株式会社から Edy の発行に関する事務の委託を受け、JCB から利用者に対する Edy の発行に関する事務を履行する事業者

第3条(楽天Edyサービスの利用)

- 1.利用者は、JCBが発行するEdyの使用について、本約款を遵守するものとします。
- 2.利用者は、楽天EdyマークまたはEdyマークを掲示した加盟店で、商品等の購入または提供の代金の支払いにEdyを使用することができます。

第4条(パーソナルリーダ・ライタの取り扱い)

- 1.利用者は、インターネットを利用した取引において Edy の使用を希望する場合、別途パーソナルリーダ・ライタを利用者の費用により入手してください。
- 2.利用者は、パーソナルリーダ・ライタを、利用者が使用する機器(以下「パーソナルリーダ・ライタ接続機器」といいます。)にてJCB 所定の方法に従い使用してください。なお、機器の種類によっては、パーソナルリーダ・ライタの使用ができない場合がありますので、 事前にご確認ください。

第5条 (Edyの取り扱い)

- 1.利用者は、違法、不正または公序良俗に反する目的でEdy を使用することはできず、かつ、営利目的でEdy、Edy カードまたはパーソナルリーダ・ライタを使用してはなりません。
- 2.利用者は対価の有無を問わず、いかなる第三者へもEdyおよびEdyカードの譲渡、貸与、移転および担保提供その他の一切の処分をすることができず、またいかなる第三者からもそれらの処分を受けることはできません。
- 3.利用者がEdyカード1枚に記録することのできるEdyの上限は、当社が通知または公表する金額とします。利用者は、上限の範囲内であれば何度でも、本約款に基づきJCBからEdyの発行を受け、Edyカードに記録することができます。
- 4.Edyの未使用残高は、Edy端末、パーソナルリーダ・ライタ接続機器またはEdyチャージャー等の画面に表示させる方法により確認することができます。
- 5.利用者は、Edy、Edyカードまたはパーソナルリーダ・ライタの破壊、分解または解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらずEdyの複製を試みたり、そのような行為に加担および協力してはならないものとします。

第6条 (Edyの発行)

- 1.利用者は、Edyの発行を希望するときは、楽天Edy株式会社所定の方法により手続きを行うものとします。
- 2.Edyが利用者のEdyカードに記録された時点をもって、利用者に対しEdyが発行されます。
- 3.1回に発行されるEdyの額は、金25,000円相当を限度とし、かつ、利用者は、楽天Edy株式会社所定の金額単位でのみ発行を受けることができます。
- 4.利用者が支払うEdyの発行対価は、利用者からJCBに対し、楽天Edy株式会社または提携会社を通じて支払われます。
- 5.利用者は、楽天 Edy 株式会社または提携会社所定の時間内に限り、Edy の発行を受けることができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、Edy の発行が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べません。

第7条 (Edyの使用)

- 1.利用者は、商品等を購入しまたは提供を受ける際に、Edyカードに記録されたEdyを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができます。ただし、加盟店により、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。
- 2.利用者が加盟店の店頭において商品等の代金をEdyで支払う場合には、当該加盟店において当該商品等の代金額がEdy端末に入力された後、利用者は、EdyカードをEdy端末の定められた部分に触れさせることにより(加盟店に代行させる場合を含み、以下同様とします。)商品等の代金額に相当するEdyをEdy端末に移転させ、当該加盟店に対する商品等の代金を支払います。この場合、商品等の代金額および使用後のEdyの残高がEdy端末に表示されますので、利用者は、その表示された内容に誤りがないかどうか、ご確認いただき、誤りがあった場合には、すみやかに当該加盟店に対してお申し出ください。
- 3.利用者が加盟店に対し、インターネットを通じてEdyにより商品等の代金を支払う場合には、利用者は、楽天Edy株式会社および加盟店所定の方法に従い、Edyカードより商品等の代金額に相当するEdyを楽天Edy株式会社に移転させて、加盟店に当該代金を支払います。
- 4.前二項の場合、Edy端末またはパーソナルリーダ・ライタ接続機器に支払いが完了したむねの表示がされたときに、利用者のEdyカードから加盟店のEdy端末または楽天Edy株式会社に対するEdyの移転が完了し、これにより当該Edy相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。
- 5.利用者は、本条第2項および第3項の場合において、Edy が正常に移転するまで、Edy カードをEdy 端末またはパーソナルリーダ・ライタ の定められた部分に触れさせてください。EdyカードをEdy端末の定められた部分に触れさせたにもかかわらず、Edyが正常に移転しなかった場合、利用者は、加盟店または楽天Edy株式会社の指示に従ってください。
- 6.利用者は、Edyによる支払いにより加盟店から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と加盟店との間で解決するものとします。

7.JCBおよび楽天Edy株式会社は、利用者と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。

第8条 (Edv使用後の取り扱い)

前条第4項に定めるEdyの移転後、利用者と加盟店の間におけるEdy移転の原因となる商品等の購入または提供にかかる取引の無効が判 明し、または、当該取引の取り消し、解除が行われた場合であっても、利用者は、JCB、楽天Edy株式会社および当該加盟店に対して当該Edyの移転の無効または取り消しを求めることはできません。この場合、利用者と当該加盟店との間の精算は、現金等により行うもの とします。

第9条(楽天Edyサービスの利用中止等)

- 1.楽天Edy株式会社またはJCBが次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなく楽天Edyサービスの利用を全面 的にまたは部分的に中止または停止することができます。
 - ① Edy カードもしくはこれに記録された Edy(利用者の保有か否かを問わない。)が偽造、変造もしくは不正作出されたとき、またはその 疑いのあるとき。
 - ②Edy(利用者の保有か否かを問わない。)が不正使用されたときまたはその疑いのあるとき。
 - ③Edyカードもしくはパーソナルリーダ・ライタの破損、電磁的影響その他の事由によりEdyが破壊および消失したときまたは楽天Edyサー ビスに関するシステムの障害その他の事由によりEdy端末が使用不能となったとき。
 - ④楽天 Edv株式会社または楽天 Edv サービスに関するシステムを管理運用する会社が、システムの保守等、楽天 Edv サービスの維持管理 もしくはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、または両社の休業日、休業時間または保守管理その他の事由により、楽天 Edy サー ビスに関するシステムの全部または一部を休止するとき。
 - ⑤利用者によるEdyの使用が本約款に違反し、または違反するおそれのあるとき。
 - ⑥利用者によるEdyカードまたはパーソナルリーダ・ライタの利用が本約款に違反し、または違反するおそれのあるとき。
 - ⑦天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるとき。
 - ⑧その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 2.前項の楽天Edyサービスの全部または一部の利用中止または停止や終了により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも、JCBの責 めに帰すべき事由(なお、楽天Edy株式会社、楽天Edyサービスに関するシステムを管理運用する会社、加盟店または利用者等の管理す る機器もしくはシステム等に原因がある場合、楽天Edy株式会社等によるシステムの保守や維持管理等を理由とする場合、またはこれら の者に起因するその他の事情に原因がある場合は、JCBの責めに帰すべき事由には当たらないものとします。第21条においても同じ。) による場合を除き、JCBはその責任を負いません。
- 3.利用者は、Edyカードまたはこれに記録されたEdyが、偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、Edyカードま たはEdyを使用できません。この場合、利用者はJCBに対してJCB所定の方法によりそのむねをただちに通知するとともに、偽造、変 造または不正作出されたEdyカードまたはEdyをJCB所定の方法によりJCBに提出します。

第10条(Edyカードの紛失、盗難等)

- 1.利用者は、自己の責任において、Edyカードを厳重に管理、保管するものとし、Edyカードの盗難、紛失等が起きないように注意するも のとします。
- 2.Edyカードの紛失、盗難その他の事由によりEdyカードに記録された未使用のEdyが紛失し、または第三者に不正使用されたことにより 損害が生じた場合であっても、JCBの故意または過失による場合を除き、JCBは、その責任を負いません。

第11条(Edyに生じた事故)

- 1.Edyカードに記録されたEdyが、Edyカードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊されまたは消失した場合、利用者は当該Edyカー ドをただちにJCB所定の方法により、JCBに通知のうえ、Edyカードを提出することとします。
- 2.JCBは、前項のEdyカードについて未使用のまま破壊または消失されたEdyの金額をJCB所定の方法で確認し、これによって未使用のま ま破壊または消失されたEdyに相当する金額をJCBが確認できた場合であって、かつ、次の①と②の要件をいずれも充たす場合には、JCB所定の方法でその金額を利用者に返還します。なお、利用者がJCBにEdyカードを提出できない場合には、前条の規定が適用される ものとします。
 - ①利用者がJCBにEdyカードを提出したこと。
 - ②利用者の故意によりEdyカードまたはEdyカードに記録された情報が破損した場合に当たらないこと。

第12条 (Edyの払戻し)

- 1.Edyの払戻しは、前条第2項、本条、第18条および第20条に定める場合またはJCBが特に認める場合を除き、行うことができません。 なお、これらの条文に基づき、JCBが払戻しを行う場合、利用者は、利用者のEdyカードに記録された未使用のEdyの金額を確認するた めに、JCB所定の期間を要することをご了解いただくものとします。なお、JCBが利用者に対して払戻しを行う場合、JCBの利用者に対 する債権額と払戻金額とを相殺することができます。
- 2.JCBの都合により楽天Edyサービスを全面的に終了する場合には、利用者は、JCBに対してEdyの払戻しを申し出ることができます。こ の場合、JCBは、JCB所定の場所においてJCB所定の方法により、利用者のEdyカードに記録された未使用のEdyの金額を確認し、そ の金額の払戻しを行います。なお、払戻しを実施したEdyカードは、以後Edyカードとして使用することはできません。
- 3.JCBは、払戻しを求める利用者が正当な Edyカードの所持者であることが確認できない場合、利用者が JCB に Edyカードを提出しない場 合または未使用のEdyの金額を確認できない場合は、払戻しの申し出を断ることができます。
- 4.第2項に定める場合を除き、Edyの払戻しを行う場合には、JCB所定の払戻手数料を申し受けることがあります。

第13条(個人情報の取り扱い)

JCBは、本約款に基づく取引において、原則として、利用者の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。 その後の改正を含む。)第2条第1項に定義する個人情報をいい、以下「個人情報」といいます。)を取得しません。ただし、JCBは、払 戻しの手続きを行うにあたり、利用者の住所、氏名その他の情報を取得することがあります。この場合、JCBは、取得した情報を払戻し の手続きおよびこれに関する問い合わせのためにのみ利用することとし、また善良なる管理者としての注意をもって当該情報を管理しま す。

第14条 (Edyカードの返却)

- 1.利用者は、Edyカードに付帯する個別のサービスの有効期間満了その他の理由により、当該カードをカードの発行会社に返却する場合には、
- Edyカードに記録されたEdyを使い切り、当該Edyカードの発行会社の指示に従い当該Edyカードの返却を行うものとします。 2.前項の場合において、Edyを使い切ることなく、Edyが記録された状態のEdyカードを当該Edyカードの発行会社に返却した場合には、 利用者は、当該Edyの使用権を放棄したものとして取り扱われることを、あらかじめ同意します。

第15条(特典等の扱い)

利用者は、Edyと関連して、ポイントサービスや割引サービス等(以下「Edy付帯サービス」といいます。)の提供を受けられる場合があ りますが、Edy 付帯サービスは、JCB が自社のサービスとして利用者に対して特に案内する場合を除き、楽天 Edy 株式会社または Edy 付 帯サービスを提供する事業者(以下「ポイント事業者等」といいます。)が独自にサービスを提供するものであり、JCBが利用者に対して Edy付帯サービスの提供を保証するものではありません。また、利用者は、ポイント事業者等、楽天Edy株式会社またはJCBが別途定め る事由により利用者にEdy付帯サービスを提供しない場合があることにあらかじめ同意します。

第16条 (Edy使用情報の取得等)

利用者は、楽天Edy株式会社が楽天Edyサービスを運営するうえで取得したEdyの使用履歴情報が楽天Edy株式会社に帰属することに同

意し、楽天Edy株式会社がそれらの情報を利用者個人を特定することなく利用することおよび第三者に対してこれらの情報を提供することにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法およびこれに基づく政令、ガイドライン等ならびに楽天Edy株式会社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第17条(調査)

- 1.JCB および楽天 Edy 株式会社は、Edy の安全性を高める目的および JCB が不適当と判断する Edy の使用を防止する目的等のために調査、情報の取得を行うことがあります。
- 2.利用者は、JCBおよび楽天Edy株式会社が前項の目的のため利用者におけるEdyの使用状況について調査、情報の取得を行い、法令等に基づく場合または捜査機関、税務署その他国の機関からの要請その他JCBが必要と認める第三者に当該情報を開示する場合があることにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法およびこれに基づく政令、ガイドライン等ならびにJCBおよび楽天Edy株式会社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第18条(利用資格の取り消し)

JCBは、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、ただちに当該利用者の楽天Edyサービスの利用資格を取り消すことができます。この場合、JCBは、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対し楽天Edyサービスの利用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

- ①本約款に違反したとき。
- ②暴力団員等(Edyカードと一体となっているJCBカード(以下「JCBカード」といいます。)の会員規約において規定されている「暴力団員等」をいいます。)であるまたはその疑いがあるとJCBが判断したとき。
- ③楽天Edyサービスの利用に関し、自らまたは第三者を利用して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、 偽計を用いまたは威力を用いてJCBの信用を毀損し、またはJCBの業務を妨害したとき。
- ④楽天Edyサービスが犯罪に利用されているまたは利用された疑いがあるとJCBが判断したとき。
- ⑤その他利用者の楽天 Edy サービスの利用状況等から、楽天 Edy サービスの利用者として不適格と JCB が判断したとき。

第19条(加盟店および商品等)

- 1. 楽天 Edy 株式会社と加盟店との加盟店契約の締結および終了等の事由により、加盟店の数が増減することがあります。
- 2.楽天Edy株式会社と加盟店は、販売または提供にかかる代金についてEdyを使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。

第20条(楽天Edyサービスの終了等)

- 1.JCBは、社会情勢の変化、法令の改廃、またはJCBまたは楽天Edy株式会社の都合等その他の事由により、楽天Edyサービスの取り扱いを全面的に終了することがあり、この場合、JCBは、利用者に対してJCB所定の方法で事前に通知します。
- 2.利用者は、前項の通知を受けたときはすみやかに、未使用の Edy について第12条による払戻しの手続きを行います。

第21条(制限責任)

楽天Edyサービスを利用することができないことにより利用者に生じた不利益または損害については、JCBの責めに帰すべき事由による場合(なお、楽天Edy株式会社の責めに帰すべき事由による場合は、「JCBの責めに帰すべき事由による場合」には当たりません。)を除き、JCBはその責任を負いません。また、JCBの責めに帰すべき事由が存在する場合であって、それについてJCBに故意または重過失がある場合を除き、利用者に生じた逸失利益、機会損失については、それについてJCBが予見可能であったか否かを問わず、JCBは責任を負いません。

第22条(約款の変更)

JCBは、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本約款を改定することができます。この場合、JCBは、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として利用者に対して、その改定の内容を、事前に登録されたEメールアドレス等に通知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第23条(合意管轄裁判所)

利用者は、本約款に基づく取引に関して万一JCBとの間に紛争が生じた場合、JCBの本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(EDY000 · 20200831)

会員規約(個人用-抄-)

第1条(会員)

- 1.株式会社おきぎんジェーシービー(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が運営するカード取 引システム(以下「JCBカード取引システム」という。)に当社およびJCB(以下「両社」という。)所定の入会申込書等において、本規 約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といいます。
- 2.JCBカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といいます。
- 3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。)ならびに第4条の2第4項に定めるWEBサービス等、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第39条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
- 4.本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
- 5. 本会員と家族会員を併せて会員といいます。
- 6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
- 7.会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード(第2条第1項に定めるものをいう。)の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

第2条 (カードの貸与およびカードの管理)

- 1.当社は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。
- 2.カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。

- (1)会員の氏名
- (2)カード番号およびカードの有効期限(以下併せて「カード番号等」という。)
- (3)セキュリティコード(カード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)

非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、 第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するもの

3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。 また、カードおよびカード情報は、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担 保提供すること、またはカード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。

第4条の2(WEBサービス等)

- 1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サー ビス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に 利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境に ない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。
- 2.MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。 3.会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない 場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。

第7条(暗証番号)

- 1.会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号 として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
- 2.会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推 測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知 られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その 使用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登 録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- 3. 会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。 ただし、IC カードの暗証番号を変更する場合は、 カードの再発行手続きが必要となります(両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。)。

第11条(取引時確認等)

- 1.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認をいう。)が当社所定の期間内に完了しない場合、そ の他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、当社は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることが あります。
- 2.両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、 会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または 遅延してはならないものとします。

第11条の2(反社会的勢力の排除)

- 1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経 過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日 本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、 その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたって も該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫 的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害 する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
- 2. 当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカー ド利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当社は、会員が前項の規定に違反していると認めた 場合には、第38条第1項(6)および同条第2項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第39条第4項(6)(7)の規定に基 づき会員資格を喪失させます。
- 3.前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
- 4.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用している と認められる関係を有する者
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第11条の3(マネー・ローンダリング等の禁止)

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等をすること、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

- 1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)本契約 (本申し込みを含む。以下同じ。) を含む当社もしくは JCB または両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、 以下の123456789の個人情報を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、 Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知 り得た事項。
 - ④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
 - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事

項。

- ⑥当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)。
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)。
- ③インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)。
- (2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
 - (1)カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ②当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当社もしくはJCBまたは両社の事業(当社またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。)。
 - ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
- ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3)本契約に基づく当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- (4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。
- 2.会員等は、当社、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
- 3.会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

第14条(個人信用情報機関の利用および登録)

- 1.本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当社が利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。)に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。
 - (1)本会員等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。) および当該機関と 提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。) に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利 用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調 査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関 のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。
 - (2)加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。)のために利用されること。
- (3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。 2.2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方(以下「家族会員等」という。)は、家族会員等
- 2.2005年3月30日までに人会された家族会員および家族会員として人会を甲し込まれた方(以下「家族会員等」という。)は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。
- 3.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第15条(個人情報の開示、訂正、削除)

- 1.会員等は、当社、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1) 当社に対する開示請求:本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - (2)JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3) 加盟個人信用情報機関に対する開示請求:本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)。

第17条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

- 1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.第39条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的 としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に 必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第22条(ショッピングの利用)

- 9.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第 19条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - (1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
 - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
 - (3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式

第23条(立替払いの委託)

- 1.会員は、第22条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。 会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異 議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
 - (1) 当社が加盟店に対して立替払いすること。
 - (2)JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。
 - (3)JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - (4)JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。
- 2. 商品の所有権は、当社が加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。

第34条(明細)

- 1.当社は、「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。)を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに(なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。)を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。
- 2.当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を書面化したものをいう。以下同じ。)を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。)として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に(ただし、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。)支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。
- 3.当社が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。
- 4.当社は、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。
- 5.会員は、当社が貸金業法第17条第1項の書面および貸金業法第18条第1項に基づき本会員に交付する書面を、貸金業法第17条第6項および貸金業法第18条第3項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細(電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。)に代えることができることを承諾するものとします。また、当社は、当社が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。

第40条(カードの紛失、盗難による責任の区分)

- 1.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
- 2.前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合(紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。
- 3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

- 4.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社 に支払うものとします。
 - (1)会員が第2条に違反したとき。
 - (2)会員の家族もしくは親族(同居の有無を問わない。)、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその 家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」という。)がカードまたはカード番号等を 使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問 わないものとします。
 - (3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他 人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員また は会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。
 - (4)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確 認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。
 - (5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の 内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6)会員が第3項に違反したとき。
 - (7)カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報(各種のパスワード等をいう。以下同じ。) が使用されたとき(ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。)。
 - (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。

第40条の2(カード番号等の不正利用)

- 1.カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等(以下「紛失・盗難等」という。)されたことにより、他人にカード番号等を使用され た場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)、それらのカー ド利用代金は本会員の負担とします。
- 2.前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそ れがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、 当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当社ま たはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項 に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。
- 3.他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日(なお、日にちを 特定するに当たっては、第9条(届出事項の変更)第3項が適用されるものとする。)から60日以内に、会員が前項に基づき当社または JCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード 利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分 割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、またはボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載 された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。
 - (1) 当社が明細確定通知を本会員が登録した Eメールアドレス宛に送信した日
 - (2) 当社が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日
- 4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合(ただし、本 条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求 めに応じて最大限の協力をするものとします。
- 5.第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利 用代金を当社に支払うものとします。
 - (1)会員が第2条に違反したとき。
 - (2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への 違反の有無を問わないものとします。
 - (3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等 他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、 会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
 - (4)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確 認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。
 - (5)第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含 まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6)会員が第4項に違反したとき。
 - (7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合 を除く。)。
 - (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
- (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。 6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適 用されます。
- 7. 当社は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当 社が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益 となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う 必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

第42条(費用の負担)

- 1.本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種 取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負 担するものとします。
- 2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と本会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費 用(再振替費用、事務処理費用、通信費等)の一部として、当社またはJCBが公表する金額を本会員は負担するものとし、本会員は当社 の請求に基づき、当該金員を第33条に定める方法により当社に対して支払うものとします。ただし、本会員が約定支払日に支払わなかっ た約定支払額が金融サービスにかかるもののみによって構成される場合にはこの限りではありません。

ETCスルーカード規定(要約)

- 1.「ETC会員」とは、カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。)所定の会員規約(個人用、一般法人用、使用者支払型法人用または法人債務・カード使用者立替用をいい、以下総称して「会員規約」という。)に定める会員のうち、本規定および道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち両社がETCクレジットカード決済契約を締結した事業者(以下「道路事業者」という。)が別途定めるETCシステム利用規程を承認のうえ、ETCスルーカード(以下「本カード」という。)の利用を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。
- 2.両社は、ETC会員に対し、会員規約に基づき貸与しているカードのうち会員が指定し両社が認めたカード(以下「親カード」という。)に 追加して、本カードを発行し、当社が貸与します。なお、本カードの所有権は当社にあり、ETC会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理しなければなりません。
- 3.ETC 本会員またはETC 法人会員(会員規約(使用者支払型法人用)が適用される場合はETC カード使用者をいう。)は、当社に対し、当社が通知または公表する本カードにかかる年会費(ETC 家族会員またはETC カード使用者の有無・人数によって異なる。)を、親カードの年会費とは別に、親カードにかかる年会費と同様の方法で支払うものとします。なお、当社または JCB の責に帰すべき事由によらず本規定を解約または解除した場合、すでにお支払い済みの本カードにかかる年会費はお返ししません。
- 4.ETC 会員による本カードの利用は、全て親カードの利用とみなされるものとし、本カードの利用代金は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードと同様の方法で支払われるものとします。なお、親カードの利用可能な金額の計算にあたり、本カードの利用金額は、親カードの利用残高に合算されます。
- 5.本カードの紛失・盗難等については、会員規約における「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなします。
- 6.当社またはJCBの故意または過失による場合を除き、両社は、ETC会員に対して道路上での事故、ETCシステム、車載器に関する紛議などに関し、これを解決し、もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。また、両社は、本カードの紛失、盗難、毀損、変形、機能不良などに基づく、ETC会員の損失、不利益に関して責任を負いません。ただし、本カードの毀損、変形、機能不良などが両社の責に帰すべき事由(JCBがETC会員に本カードを発送する前に既に発生していた事由に限られます。)により生じた場合は、この限りではありません。
- 7.ETC本会員もしくはETC法人会員が本規定を解約し、または本規定を解除された場合、ETC会員は直ちに、ETC家族会員またはETCカード使用者に貸与された本カードを含む全ての本カードを返還または本カードに切り込みを入れて破棄するものとし、全ての本カードの使用を停止しなければならないものとします。ETC会員が本カードを当社に返還せず、かつ本カードに切り込みを入れて破棄しなかった状態において、他人が本カードを不正に使用した場合には、ETC会員に重大な過失があったものと推定し、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)を準用し、そのカードの利用代金はETC本会員またはETC法人会員(会員規約(使用者支払型法人用)が適用される場合はETCカード使用者をいう。)の負担とします。ただし、本カードの管理につき、ETC会員に故意または重大な過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- 8.以下それぞれの規約を承認のうえ申し込んだ場合について次のとおりとします。
 - (1)会員規約(一般法人用)を承認のうえ申し込んだ場合
 - ETC法人会員および同規約に定める代表使用者は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC法人会員が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし(民法436条)、ETC法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。また、連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC法人会員が負担する一切の債務について、ETC法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。
 - (2)会員規約(使用者支払型法人用)を承認のうえ申し込んだ場合
 - ETC法人会員およびETCカード使用者は、本カード利用代金その他本規定に基づきETCカード使用者が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし(民法436条)、ETC法人会員およびETCカード使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。
 - (3)会員規約(法人債務・カード使用者立替用)を承認のうえ申し込んだ場合
 - 本カード利用代金その他本規定に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、本カード利用代金は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードと同様の方法(法人会員に代わってカード使用者が立替金を支払う方法)で支払われるものとします。なお、当社は会員規約(法人債務・カード使用者立替用)に基づき、カード使用者から支払いを受けられなかった場合等には、ETC法人会員に対して、直接支払いを請求することができます。
- 9. 本規定の改定は、会員規約の「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。

【個人情報の取り扱いに関する同意事項】

- 10.ETC会員は、以下に定めるETC会員の情報を以下に定める目的で両社が道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとします。
 - (1)ETC 会員が、ETC マイレージサービスのユーザー登録(本項において変更登録を含む。)に際して本カードのカード番号を誤って登録した場合に、道路事業者が当該ETC 会員のユーザー登録を有効に完了するため、両社がETC 会員に代わって道路事業者に対し、当該ETC 会員の氏名およびカード番号にかかる情報を通知すること。
 - (2) 道路事業者が自ら料金を徴収するため(項番4.の規定にかかわらず、当社が、破産、民事再生または会社更生の申立て等の理由により料金を徴収することが困難となった場合、道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。)に、両社が道路事業者に対し、ETC会員の氏名、住所、電話番号その他ETC会員が両社に届け出た当該ETC会員の連絡先に関する情報を提供すること。

本規定に定めのない事項は会員規約によるものとします。また、「カード発行会社」は、会員の所属カード会社名に読み替えます。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本規定の「当社」、「両社」、「当社またはJCB」は、「JCB」と読み替えます。

(ETY99 · 00555 · 20230401)

MyJCB利用者規定

本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)またはJCBの提携するカード発行会社(以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という)から、JCBブランドのカードまたはJCB所定のカード(以下、総称して「カード」という)の貸与を受けた会員が、MyJCBサービスを利用する場合の、両社が会員に提供するサービスの内容、利用方法、その他JCBまたは両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。

第1条(定義)

- 1. 「会員」とは、カードの貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。
- 2.「MyJCBサービス」(以下「本サービス」という)とは、両社が、両社所定のWebサイト(以下「本Webサイト」という)において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
- 3.「利用登録」とは、両社が、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
- 4. 「利用者」とは、利用登録が完了した会員をいいます。

- 5.「登録情報」とは、利用者が両社に届け出たEメールアドレス、秘密の合い言葉(第2条第5項に定めるものをいう)その他の情報および ID・パスワードの情報をいいます。
- 6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード(第5条第4項に定めるものをいう)および暗号鍵その他本 サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。
- 7.「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用い ることができない場合があります。
- 8.「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモバイル端末認証(第5条第5項に定めるものをいう)を行うこと
- によって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。 9.「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと(カードごと)に生成される 電磁的な情報をいいます。
- 10.「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認し た場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末のOSにかかるアカウントのID(以下「OSアカウントID」という)に紐づ くことをいいます。

第2条(利用登録等)

- 1.利用登録の対象者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
- 2. 会員は、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録されるものとします。
- 3. 本サービスの利用登録がなされた会員は、併せて J/Secure(TM) 利用者規定に基づく J/Secure(TM) の利用登録もなされるものとします。 ただし、一部JCBの提携するカード発行会社の会員およびJCB所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。 4.両社は、利用登録に際して、カードごとに、同人を特定する番号(以下「ID」という)およびパスワードを発行します。
- 5.利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え(以下、併せて「秘密の合い言葉」という)を登録する必要があります。 ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
- 6.利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失 うものとします。
- 7.利用者は、原則として、本サービスの利用を任意で中止することはできないものとします。ただし、両社が特に認めた場合には、この限 りではありません。

第3条(届出情報)

- 1.利用者は、利用者が日常的にメール受信を確認することが可能なEメールアドレスを、両社に対して届け出なければならず、利用登録が なされている期間、両社、JCBまたはカード発行会社から送信されるEメールを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持しなけ ればならないものとします。
- 2.利用者は、両社に届け出たEメールアドレスを変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

第4条(本サービスの内容等)

- 1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場 合があります。
 - (1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③キャッシングサービスの口座振込、④キャッシング 1回払いからキャッシングリボ払いへ変更する登録、⑤利用可能枠の変更申請、⑥メール配信、⑦その他のサービス
 - (2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス
 - (3) 両社の提供する、①届出情報の照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
 - (4) その他両社所定のサービス
- 2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前 にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。
- 3.利用者のキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思にかかわらず、利用者がキャッシ ングサービスに係るメニューを自ら選択をした場合、当該サービス内容に係る表示がされます。

第5条(本サービスの利用方法)

- 1.利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等 (以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という) を遵守するものとします。
- 2.利用者は、本WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力する方法で認証を行って本Webサイトにログインすること(以下「ログイン」 という)により、本サービスを利用することができるものとします。
- 3.前項にかかわらず、両社は、ログインに際して、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの 入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項 に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、ログインすることができるものとします。
- 4.前項において、利用者がワンタイムパスワードの入力を選択する場合は、両社は利用者が事前に登録したメールアドレスに、臨時のパスワー ド(以下「ワンタイムパスワード」という)を送信します。なお、当社の規定回数を超えて、繰り返しワンタイムパスワードの発行が求 められた場合、当該IDの利用は一時的に停止され、利用者が本サービスの利用を再開するためには改めて利用登録をする必要があります。
- 5.利用者は、両社所定の方法によりパスキー登録がなされ、当該パスキー登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末 のモバイル端末認証(以下の各号のいずれかの方法による認証をいう)が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによっ てパスキー認証を行い、ログインすることができるものとします。なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者 に対する特段の通知なくパスキー登録は解除されるものとします。
 - (1)利用端末を利用するために必要な暗証番号(以下「パスコード」という)を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当 な保有者であることを認証する方法
 - (2)利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることによ り、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法
 - (3) 前二号のほか、利用端末のOSを提供する事業者が定める認証方法
- 6.利用者がMyJCBアプリにログインしようとする場合であって、MyJCBアプリ利用者規定第4条第2項に基づきログイン方法を選択して いる場合には、利用者がパスキー登録を行っている場合であっても、MyJCBアプリ利用者規定第4条第2項に基づくログイン方法が適用 されることとなります。
- 7.両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。ただし、パスキー認証を行う 場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します(な お、パスキー認証は利用者がパスキー登録を行った利用端末以外の端末(以下「他端末」という)においても利用することができるため、 他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者 が利用者本人であると推定します。)。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象ID のいずれか1つにおいて本条に基づく認証がなされることにより、すべてのおまとめ対象IDに係るカードに関して、当該認証手続を行っ た者を利用者本人と推定します。

第5条の2(おまとめログイン設定)

- 1.同一の利用者がJCB、カード発行会社、または両社から複数のカードの貸与を受け、当該カードごとにIDの発行を受けている場合に、JCB所定の方法でそれら複数のIDを相互に紐付ける設定(以下「おまとめログイン設定」という)をすることができます(おまとめログイン設定によって相互に紐付けられたIDを「おまとめ対象ID」という)。おまとめログイン設定後は、以下の機能が適用されます。
 - (1) おまとめ対象 ID のいずれか 1 つでログインすることにより、他のすべてのおまとめ対象 ID に係るカードについてはログインすることなく、本サービスを利用することができるものとします。ただし、両社がセキュリティ上必要と判断した場合はこの限りではありません。
 - (2)利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、次の情報(自宅住所・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先住所・勤務先電話番号・通学先・本会員の収入・生計を同一とする方の人数・住宅ローンの有無・家賃支払いの有無等)の変更を本サービスを利用して届け出た場合、すべてのおまとめ対象IDに係るカードについて当該属性情報が一括して変更されます。(これらの情報の一括変更機能の対象外となるカードがあります。対象外となるカードについては、【https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html】に公表します。)
 - (3)利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、Eメールアドレスおよびメール配信の希望有無に関する情報の変更を届け出た場合、利用者は、他のおまとめ対象IDに係るカードについて当該変更の適用有無を選択することができます。
- 2. おまとめログイン設定できるカードの範囲は、カードによって異なります。各カードでおまとめログイン設定できるカードの範囲は、 【https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html】に公表します。なお、家族カードはおまとめログイン設定することができません。
- 3.会員区分の変更(一般カードからゴールドカードへの変更またはその逆の変更等をいう)があった場合、当該変更前のカードの本サービスの利用登録により発行されていた ID は、自動的に変更後のカードのID として引き継がれ、変更前のカードには自動的に新規のID とパスワードが発行されます。このとき、変更後のカードに引き継がれた ID と変更前のカードに自動的に新規発行された ID は、自動的におまとめログイン設定されます。
- 4.おまとめログイン設定の解除を希望する場合は、JCB所定の方法で解除をするものとします。

第6条(特定加盟店への情報提供サービス)

- 1.JCBブランドの一部の加盟店(以下「特定加盟店」という)において、本サービスのIDおよびパスワードを入力することにより、その入力者が本サービスの利用者であると推定できる情報、またはそれに加えて当該IDの対象となる利用者の氏名・会員番号・カードの有効期限等がJCBより当該特定加盟店に提供されることに、同意するものとします。
- 2.両社は特定加盟店サービスに第1項で定める情報を提供するのみであり、利用者は、特定加盟店のWebサイト等において、自ら特定加盟店サービスの内容等を確認し、特定加盟店との間で直接契約を締結するものとします。両社は、特定加盟店サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

第7条 (利用者の管理責任)

- 1.利用者は、自己の認証情報(利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびにOSアカウントIDおよびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。)が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- 2.利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3.自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。
- 4.利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。
- 5.利用者はパスキー登録を行った場合、第5条第7項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製(クラウドサービス上に保存する行為を含む)するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等(以下「クラウドサービス等」という)において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等(ID・パスワードを含むが、それに限られない。)を厳重に管理するものとします。
- 6.利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第8条 (利用者の禁止事項)

- 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1)自己の認証情報を第三者に譲渡または使用させる行為
- (2)他人の認証情報を使用する行為
- (3) 本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承継させる行為
- (4)コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本Webサイトを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為
- (5)JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (6)法令または公序良俗に反する行為

第9条(知的財産権等)

本サービスの内容または本Webサイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条(利用登録抹消)

両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとし、また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

- (1)カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
- (2) 本規定のいずれかに違反した場合
- (3)利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (4) 本サービスの利用に際し必要とされる債務の弁済または義務の履行を行わなかった場合
- (5)同IDで連続してログインエラーとなった場合
- (6) その他両社が利用者として不適当と判断した場合

第11条(利用者に対する通知)

- 1.両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、両社が必要と判断する通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
- 2. 両社が登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、 両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
- 3.利用者は第3条に基づき届け出たEメールアドレス宛にEメールが受信していないか、適宜確認を行うものとします。また、利用者が第3条第1項および第2項に定める義務を遵守しなかったために、JCBまたはカード発行会社から利用者への通知が到着しなかった場合または延着した場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、第3条第2項に基づく変更届出が遅延した場合はこの限りではないものとします。

第12条(個人情報の取扱い)

- 1.利用者は、両社がEメールアドレス・電話番号などの登録情報および本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。
 - (1) 本サービスを提供すること
 - (2) 官伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
 - (3) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
 - (4) 市場調査を目的としたアンケート依頼に利用すること
 - (5)統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)
- 2.利用者のうちJCBが発行したカードの貸与を受けた会員(家族会員を含むものとし、以下「JCB発行カード利用者」という)は、JCBがEメールアドレス・電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報およびJCBが会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ、前項に加えて、以下の目的のために利用することに同意するものとします。
 - (1)JCBまたはJCBが提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信(広告配信対象者(JCB発行カード利用者以外の第 三者を含む。以下同じ。)に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む)に利用 すること
 - (2) JCB の公式 SNS アカウント等を用いて JCB 発行カード利用者に対する JCB 発行カード利用者の JCB カードの利用に関連する各種案内の配信をするために利用すること
- 3.JCBは、前項の目的のために、JCB発行カード利用者のEメールアドレスおよび電話番号を必要な保護措置を行ったうえで、前項(1)号の広告を配信する事業者(広告事業者、メディア運営事業者、Webサイト運営事業者等)および前項(2)号の配信事業を行うSNS事業者等(以下、併せて「提供先事業者」という)に提供して、提供先事業者にJCBが指定した配信を行わせることができるものとし、JCB発行カード利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、JCBから取得した個人情報と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者(外国事業者を含む)と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等についてはhttps://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.htmlにあらかじめ掲載します。また、JCB発行カード利用者がhttps://www.global.jcb/ja/policy/privacy/stop.htmlに掲載する方法で、JCBが前項(1)号の目的でJCB発行カード利用者の個人情報を利用すること、および当該目的のために本項に基づく第三者提供を行うことの中止を申し出た場合、JCBは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
- 4.両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

第13条(免責)

- 1.両社は、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。
- 2.両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。
- 3.両社は、故意または重大な過失による場合を除き、利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。

第14条(本サービスの一時停止・中止)

- 1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとします。
- 2.両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表または利用者に通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。
- 3.両社は、第1項または第2項に基づく本サービスの停止に起因して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条 (本規定の改定)

- 1.両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則としてEメールを送信する方法により、利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
- 2.前項にかかわらず、利用者が第3条の義務を遵守していない場合、両社は、前項但書の場合に該当するか否かにかかわらず、本規定の改定を、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、本Webサイトに掲載する方法により周知することで足りるものとします。

第16条(準拠法)

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第17条(合意管轄)

本サービスの利用に関する紛争について、会員とカード発行会社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、会員の住所地またはカード発行会社(会員とカード発行会社との間の訴訟の場合)もしくはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合)の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条(本規定の優越)

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは(もしくは)両社」をJCBと読み替えるものとします。

附則

第1条第10項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。

JCBデビット会員向け特則

第1条(本特則の適用)

- 1.本特則は、「MyJCB利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。
- 2. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

第2条 (本規定の変更)

- 1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。
 - 「1.「会員」とは、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。」
- 2.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。
 - 「1.両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
 - (1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他の

サービス

- (2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス
- (3) 両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
- (4) その他両社所定のサービス |
- 3. 本規定第4条第3項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

第3条(デビットショッピング利用時等の通知)

- 1.カード発行会社は、本特則第2条第2項による変更後の本規定第4条第1項(1)④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、家族カードによるデビット取引に関する次の各号の通知も本会員のEメールアドレス宛に行われ、家族会員のEメールアドレス宛には行われません。
 - ①会員に貸与されたカードによるデビットショッピング(国外での利用も含む)または海外現地通貨引き出しサービスの利用があり、 JCBデビット会員規約に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合
 - ②会員に貸与されたカードによりデビットショッピング(国外での利用も含む)または海外現地通貨引き出しサービスの利用がされようとしたにもかかわらず、当該サービスの利用ができなかった場合であって、その理由がカード発行会社所定の理由に該当する場合 ③ JCBデビット会員規約第23条第1項から第3項に定める、カード発行会社から本会員への連絡を行う場合
- 2.本会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。
- 3.カード発行会社は、本会員が両社に届け出たEメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。
- 4.本会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、本会員に対して損害が発生した場合には、両社は一切責任を負わないものとします。
- 5. 第1項に定める通知は、本会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。
- 6.第1項に定める通知は、本規定第14条第1項に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。

JCBデビット会員(法人)向け特則

第1条(適用範囲)

- 1.本特則は、「MyJCB利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、両社所定のJCBデビット会員規約(法人用) (以下「会員規約(法人用)」という)に定める法人会員(以下「法人会員」という)およびカード使用者(代表使用者を含み、以下「カード使用者」という)に適用されます。
- 2. 本特則に定めのない事項については、本規定および会員規約(法人用)が適用されます。

第2条 (本規定の変更)

1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。

「「会員」とは、カード発行会社が発行するJCBブランドの法人デビットカードの法人会員およびカード使用者をいいます。」

2.本規定第1条第6項を以下のとおりに変更します。

「「認証情報」とは、ID(第2条第4項に定めるものをいう)、パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード(第5条第4項に定めるものをいう)、暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。」

3.本規定第2条第4項を以下のとおりに変更します。

「両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した法人会員に対して、同法人会員を特定する番号(以下「法人専用ID」という)を発行します。また、両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認したカード使用者に対して、カードごとに、同人を特定する番号(以下「使用者専用ID」といい、「法人専用ID」と「使用者専用ID」を総称して、「ID」という)を発行します。」

- 4.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。
 - 「1.両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
 - (1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス
 - (2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス
 - (3) 両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
 - (4) その他両社所定のサービス」
- 5. 本規定第4条第3項の規定は法人デビットカードの会員には適用されません。
- 6.本規定第7条第1項を以下のとおりに変更します。

「利用者は、自己の認証情報(利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびにOSアカウントIDおよびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。)が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。会員規約(法人用)に定める代表使用者は「法人専用ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとし、カード使用者は自己の「使用者専用ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとします。」

7.本規定第7条第3項を以下のとおりに変更します。

「自己の認証情報が第三者(自己以外のカード使用者や法人会員のその他の役職員を含む)に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。」

第3条 (本規定の追加)

- 1.本規定第5条に以下の項を追加します。
 - 「8. 第2項にかかわらず、サービスの種類によっては、ログイン後に、両社所定の追加認証が必要となる場合があります。」
- 2.本規定第7条に以下の項を追加します。

「7.法人会員は、自ら本規定および本特則を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規定および本特則を遵守させる義務を負うものとします。」

第4条 (デビットショッピング利用時等の通知)

- 1.カード発行会社は、本特則第2条第4項による変更後の本規定第4条第1項(1)④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、①②については、法人会員およびカード使用者のEメールアドレス宛、③については法人会員のEメールアドレス宛への通知となります。
 - ①会員に貸与されたカードによるデビットショッピング(国外での利用も含む)または海外現地通貨引き出しサービスの利用があり、会員規約(法人用)に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合
 - ②会員に貸与されたカードによりデビットショッピング(国外での利用も含む)または海外現地通貨引き出しサービスの利用がされようとしたにもかかわらず、当該サービスの利用ができなかった場合であって、その理由がカード発行会社所定の理由に該当する場合
 - ③会員規約(法人用)第23条第1項から第3項に定める、カード発行会社から法人会員への連絡を行う場合

- 2.会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。
- 3.カード発行会社は、会員が両社に届け出たEメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。
- 4.会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、会員に対して損害が発生した場合には、両社は一切責任を負わないものとします。
- 5.第1項に定める通知は、会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。
- 6.第1項に定める通知は、本規定第14条第1項に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。

一般法人会員向け特則

第1条(適用範囲)

- 1.本特則は、「MyJCB利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、両社所定の会員規約(一般法人用)(以下「会員規約(一般法人用)」という)に定める法人会員(以下「法人会員」という)およびカード使用者(代表使用者を含み、以下「カード使用者」という)に適用されます。
- 2. 本特則に定めのない事項については、本規定および会員規約(一般法人用)が適用されます。

第2条 (本規定の変更)

- 1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。
 - 「1.「会員」とは、JCBブランドの法人カードの法人会員およびカード使用者をいいます。」
- 2.本規定第1条第6項を以下のとおりに変更します。
 - 「6.「認証情報」とは、ID(第2条第4項に定めるものをいう)、パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード(第5条第4項に定めるものをいう)、暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。」
- 3.本規定第2条第4項を以下のとおりに変更します。
 - 「4.両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した法人会員に対して、同法人会員を特定する番号(以下「法人専用ID」という)を発行します。また、両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認したカード使用者に対して、カードごとに、同人を特定する番号(以下「使用者専用ID」といい、「法人専用ID」と「使用者専用ID」を総称して、「ID」という)を発行します。」
- 4.本規定第7条第1項を以下のとおりに変更します。
 - 「1.利用者は、自己の認証情報(利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびにOSアカウントIDおよびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。)が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。会員規約(一般法人用)に定める代表使用者は「法人専用ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとし、カード使用者は自己の「使用者専用ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとします。」
- 5.本規定第7条第3項を以下のとおりに変更します。
 - 「3.自己の認証情報が第三者(自己以外のカード使用者や法人会員のその他の役職員を含む)に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。」

第3条 (本規定の追加)

- 1.本規定第5条に以下の項を追加します。
 - 「8. 第2項にかかわらず、サービスの種類によってはログイン後に両社所定の追加認証が必要となる場合があります。」
- 2.本規定第7条に以下の項を追加します。
 - 「7.法人会員は、自ら本規定および本特則を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規定および本特則を遵守させる義務を負うものとします。」

大型法人カード使用者向け特則

第1条(適用範囲)

- 1.本特則は、「MyJCB利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、両社所定の会員規約(大型法人用)(以下「会員規約(大型法人用)」という)に定めるカード使用者に適用されます。
- 2. 本特則に定めのない事項については、本規定および会員規約(大型法人用)が適用されます。

第2条 (本規定の変更)

- 1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。
 - 「1. 「会員」とは、JCBブランドの法人カードの貸与を受けた者(カード使用者を含む)をいいます。」
- 2.本規定第2条第1項を以下のとおりに変更します。
 - 「1.利用登録を行うことができる者は、カード使用者とします。ただし、以下の場合は利用登録できないものとします。
 - (1)法人会員が両社所定のJCB法人カードWEBサービス利用手続きを行っていない場合
 - (2)法人会員がカード使用者の本サービスの利用を制限する届け出を両社にした場合」
- 3.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。
 - 「1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。
 - (1)カード発行会社が提供する、ご利用代金明細照会
 - (2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③その他のサービス
 - (3)両社の提供する、①属性照会、②その他のサービス
 - (4) その他両社所定のサービス」
- 4.本規定第4条第3項の規定はカード使用者には適用されません。

第3条 (本規定の追加)

- 本規定第10条に以下の号を追加します。
- 「(7)法人会員が両社所定のJCB法人カードWEBサービス利用の解約を届け出た場合
- (8) 法人会員がカード使用者の本サービスの利用を制限することを両社所定の方法により届け出た場合」

(MJ100000 · 20250228)

MyJチェック利用者規定

第1条(目的)

本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社(以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という)が提供するサービス「MyJCB」(以下「MyJCB」という)の利用登録(以下「利用登録」という)を受けた会員が第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。

第2条(定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同

様の意味を有します。

- (1)「MyJチェック」(以下「本サービス」という)とは、本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が会員規約に定める明細書の送付を受けないようにするサービスをいいます。
- (2)「MyJチェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。

第3条(対象会員)

- 1.MyJCB利用者規定に同意のうえ、MyJCBの利用登録を受けた会員を本サービスの対象会員とします。
- 2. 前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、両社が定めるものとします。

第4条 (利用の申請)

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとします。

第5条(本サービスの内容等)

- 1.カード発行会社は、MyJチェック利用者に対して、明細書を送付しないものとし、MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類は Adobe Reader とします。
- 2.前項にかかわらず、MyJチェック利用者の明細(カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者の利用分を含む)の確定時において次のいずれかに該当する場合、カード発行会社は明細書をMyJチェック利用者に送付します。
 - (1)法令等によって書面の送付が必要とされる場合
 - (2) コンビニエンス払込票を使った収納代行による支払いを行っている場合
 - (3)MyJチェック利用者が明細書の送付を希望し、両社が認めた場合
 - (4) その他両社が明細書の送付を必要と判断した場合
- 3.第1項にかかわらず、キャッシング1回払いまたはキャッシングリボ払いの利用がある場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社が当面の間、貸金業法第17条第1項に基づき、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という)を、ご利用の都度MyJチェック利用者に送付するものとすることを承諾するものとします。ただし、両社が別に定める会員規約に貸金業法第17条第1項の書面を発送する旨の記載がない場合は、送付しないものとします。
- 4.両社は、通知ならびに公表のうえ、貸金業法第17条第1項の書面に代えて貸金業法第17条第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができるものとします。
- 5.MyJチェック利用者は、「MyJCB」によって明細の内容を確認するものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJチェック利用者は両社に問い合わせすることにより確認することができます。
- 6.両社は、MyJチェック利用者の明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という)を、MyJチェック利用者が届け出たEメールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は明細確定通知を送信しないものとします。
 - (1)MyJチェック利用者が届け出たEメールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、正しく受信されないことがあった場合
 - (2) その他両社が明細確定通知を送信すべきでないと判断した場合
 - (3)標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合
- 7.両社は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJチェック利用者は、明細確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」による明細の確認を行うことができるものとします。
- 8.MyJチェック利用者は、「MyJCB」において申請したEメールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。明細確定通知を受信できないことにより、MyJチェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限ります。

第6条(本サービスの提供終了)

両社は、MyJチェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を送付するものとします。なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJチェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとします。

- (1)本規定のいずれかに違反した場合
- (2) その他両社がMyJチェック利用者として不適当と判断した場合
- (3)MyJCB利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一のカード番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません

第7条(終了・中止・変更)

- 1.両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。
- 2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第8条 (本規定の改定)

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の 効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるもので ある場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする 場合があります。

第9条 (本規定の優越)

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「カード発行会社およびJCB」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」をJCBと読み替えるものとします。

MyJチェック利用者規定にかかる特則

第1条(本特則の適用)

- 1.本特則は、「MyJチェック利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員(個人カードの場合)および法人会員(法人カードの場合)(これらを総称して以下「JCBデビットカードの会員」という)に適用されます。
- 2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約(個人カードおよび法人カードに適用されるそれぞれの会員規約を指す)が適用されます。

第2条 (本規定の変更)

- 1. 本規定第5条第2項から第4項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。
- 2.本規定第5条第6項(3)を以下のとおりに変更します。
 - 「(3)明細確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」
- 3.本規定第6条の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

(MJ100001 · 20240301)

J/Secure(TM)利用者規定

第1条(目的)

本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)およびJCBの提携するカード発行会社(以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という。)が両社の会員に提供する認証サービスであるJ/Secure(TM)の内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、J/Secure(TM)を利用するものとします。

第2条(定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約またはMyJCB利用者規定におけるものと同様の意味を有します。

- (1)「J/Secure(TM)」とは、両社が会員に提供する第4条等に定める認証サービスをいいます。
- (2) $\lceil J/Secure(TM)$ 利用登録」とは、第3条に定める手続きを行った会員について、両社が当該会員をJ/Secure(TM) 利用者として登録することをいいます。
- (3)「J/Secure(TM)利用者」とは、J/Secure(TM)利用登録を完了し、両社からJ/Secure(TM)の利用の承認を得た者をいいます。
- (4)「J/Secure(TM)参加加盟店」とは、加盟店のうち、会員が加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、J/Secure(TM)による本人認証に対応した加盟店をいいます。
- (5) 「ワンタイムパスワード」とは、J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいいます。
- (6)「固定パスワード」とは、J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に利用する固定のパスワードをいい、MyJCBサービスのパスワードと同一のパスワードを指します。
- (7)「パスワード」とは、ワンタイムパスワードと固定パスワードの総称を指します。
- (8)「MyJCBアプリ」とは、J/Secure(TM)利用者がMyJCBアプリ利用者規定に基づき利用するアプリケーションをいいます。
- (9)「MyJCBアプリ認証」とは、第6条第2項に基づき、MyJCBアプリを用いて行うJ/Secure(TM)の認証方法をいいます。

第3条 (J/Secure(TM)利用登録)

- 1.会員は、両社所定の方法により、J/Secure(TM)利用者としてJ/Secure(TM)利用登録されるものとします。
- 2.前項にかかわらず、両社は、会員によるJ/Secure(TM)の利用が不適当と判断した場合には、当該会員のJ/Secure(TM)利用登録を認めない場合があります。
- 3.J/Secure(TM)利用登録は、カードごとに行うものとします。なお、同一のカードについて再度J/Secure(TM)の利用登録を行った場合、 従前のJ/Secure(TM)の利用登録は効力を失うものとします。

第4条 (J/Secure(TM)の内容等)

- 1.J/Secure(TM)のサービス内容は、以下のとおりとします。
 - (1)会員がJ/Secure(TM)参加加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、当該加盟店におけるショッピング利用の全部または一部について、第5条および第6条に定める方法で、会員の本人認証を行うサービス
 - (2)前号に付随するその他サービス
- 2.両社によるJ/Secure(TM)のサービスは無料です。ただし、J/Secure(TM)を利用する際に通信会社に対して生じる通信料は、J/Secure(TM)利用者の負担となります。
- 3.両社は、営業上、セキュリティー上、またはその他の理由により、J/Secure(TM)のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、J/Secure(TM)利用者に対し、公表または通知します。

第5条 (認証方法)

- 1.J/Secure(TM)の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。
 - (1)ワンタイムパスワードを入力する方法
 - 、) (2)MyJCBアプリ認証を利用する方法
 - (3)固定パスワードを利用する方法
- 2.前項にかかわらず、両社はJ/Secure(TM)の認証方法を追加または変更する場合があります。
- 3.J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により、第1項に定める認証方法のうちいずれの方法によってJ/Secure(TM)の認証を行うか 選択するものとします。ただし、J/Secure(TM)利用者の登録状況、カード発行会社、通信・設備の状況その他の事情により、第1項に 定める認証方法の一部しか選択できない場合、および両社が認証方法を指定し、またはJ/Secure(TM)利用者の選択した認証方法を一時 的にもしくは継続的に変更する場合があり、J/Secure(TM)利用者はこれらをあらかじめ了承するものとします。
- 4.第1項にかかわらず、両社は、J/Secure(TM)利用者に対して事前に通知または公表のうえ(ただし、緊急の場合には事前の通知および公表を行うことなく)、第1項に定める認証方法のいずれかを廃止する場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとします。また、両社は廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM)利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があり、J/Secure(TM)利用者はこれをあらかじめ了承するものとします。
- 5.ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、またはJ/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ(SMS)を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は両社が登録情報に基づき設定するものとします。

第6条(利用方法等)

- 1.前条第1項(1)または(3)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、パスワードを入力するものとします。両社は、入力されたパスワードと、両社が発行しまたは登録されたパスワードが一致した場合は、その入力者をJ/Secure(TM)利用者かつ会員と推定して扱います。
- 2.前条第1項(2)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、MyJCBアプリを用いる両社所定の方法により、当該ショッピング利用を承認するものとします。両社は、MyJCBアプリにより当該ショッピング利用が承認されたことをもって、当該行為を行った者をJ/Secure(TM)利用者かつ会員と推定して扱います。
- 3. 両社は、前二項の認証結果をJ/Secure(TM)参加加盟店に通知します。
- 4.J/Secure(TM)利用者は、第1項および第2項の定めのほか、両社が定めるその他の規定、注意事項等および両社が公表する内容、制約および方法に基づいて、J/Secure(TM)を利用するものとします。

第7条 (J/Secure(TM)利用者の管理責任)

- 1.J/Secure(TM)利用者は、自己のパスワードがJ/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- 2.J/Secure(TM)利用者は、自己が両社に登録したEメールアドレスまたは携帯電話番号宛に第5条第5項に基づきワンタイムパスワードが送信されることを認識し、Eメールアドレスおよび携帯電話端末等を厳重に管理するものとします。
- 3.J/Secure(TM) 利用者は、MyJCBアプリ認証において、MyJCBアプリを利用する端末がJ/Secure(TM) において使用されるものである

ことを認識し、当該端末の悪用防止機能を適切に利用するものとし、また当該端末の保管等につき、厳重に管理するものとします。

- 4.J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)参加加盟店以外の加盟店においてショッピング利用を行う場合には、本規定に基づく認証が行われることはなく、会員規約に基づきショッピング利用がなされます。また、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用の場合であっても、常に第5条および第6条に定める方法による本人認証が行われるわけではありません。したがって、会員がJ/Secure(TM)利用登録をした場合であっても、J/Secure(TM)利用者は引き続き、会員規約第2条に基づき、カード情報を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負います。
- 5.J/Secure(TM)利用者が第5条第1項(2)の認証方法を選択している場合であっても、同条第3項または第4項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。
- 6.J/Secure(TM)利用者は、パスワードまたは認証に使用する端末等の紛失・盗難等の事実もしくはJ/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、両社に両社所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびパスワードや端末等の管理状況等についての両社による調査に協力するものとします。また、J/Secure(TM)利用者は、認証に使用する端末等の紛失、盗難または詐取等に遭い、それによりJ/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届け出を行うものとします。
- 7.他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)であって、その際にパスワードが使用されたときには、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。ただし、パスワードの管理につき、J/Secure(TM)利用者に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- 8.他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)であって、その際にMyJCBアプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第1項から第4項および(カード番号等の不正利用)第1項から第7項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure(TM)利用者が本規定もしくはMyJCBアプリ利用者規定に違反した場合または以下の(1)(2)(3)のいずれかに該当した場合((2)および(3)においては、MyJCBアプリに用いる端末の管理等に関するJ/Secure(TM)利用者の故意または過失の有無を問わない。)には、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第2項または(カード番号等の不正利用)第2項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。
 - (1)MyJCBアプリ利用者規定に定めるパスワードまたはパスコードが使用されたとき(ただし、パスワードまたはパスコードの管理につき、J/Secure(TM)利用者に故意または過失が存在しない場合を除く。)
 - (2)MyJCBアプリにおいて生体認証機能による認証が利用されたとき
 - (3)MyJCBアプリにおいてMyJCBアプリ利用者規定に定めるオートログイン機能を用いることが選択されていた場合

第8条 (J/Secure(TM)利用者の禁止事項)

- J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)のサービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為
- (2)他人のパスワードを使用する行為
- (3)コンピュータウィルス等の有害なプログラムを J/Secure(TM) のサービスに関連して使用または提供する行為
- (4)JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (5) 法令または公序良俗に反する行為

第9条(知的財産権等)

J/Secure(TM)の内容、情報などJ/Secure(TM)に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure(TM)利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条 (J/Secure(TM)利用登録の解除等)

- 1.両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者のJ/Secure(TM)利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure(TM)のサービスの利用を停止することができるものとします。
 - (1)カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
 - (2)MyJCBサービスの利用登録が抹消された場合
 - (3) 本規定のいずれかに違反した場合
 - (4)J/Secure(TM)利用登録時に虚偽の申告をした場合
 - (5) その他両社が J/Secure(TM) 利用者として不適当と判断した場合
 - (6)第5条第4項に基づきJ/Secure(TM)利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日までに他の認証方法に変更がなされなかった場合
- 2.前項に基づき、J/Secure(TM)利用登録が解除された場合またはJ/Secure(TM)のサービス利用が停止された場合、当該会員はJ/Secure(TM)参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があり、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。

第11条(個人情報の取扱い)

- 1.J/Secure(TM)利用者は、両社がJ/Secure(TM)の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意します。
 - (1)宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること
 - (2)業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること
 - (3)統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)
- 2.両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

第12条(免責)

- 1.両社は、J/Secure(TM)のサービスに使用する電子機器、ソフトウエア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。
- 2.両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、J/Secure(TM)のサービスの利用に起因して生じたJ/Secure(TM)利用者の損害について、責任を負わないものとします。
- 3.通信障害、通信状況、J/Secure(TM)の利用する端末やソフトウエアに起因する事由、J/Secure(TM)参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secure(TM)利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secure(TM)利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。
- 4.両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure(TM)利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。
- 5.J/Secure(TM)を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議に関し、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店との間で処理するものとします。

第13条 (J/Secure(TM)の一時停止・中止)

1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表またはJ/Secure(TM)利用者に通知することなく、J/Secure(TM)のサービスの全部または一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。

- 2.両社は、システムの保守等、J/Secure(TM)の維持管理またはセキュリティーの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure(TM)の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社はJ/Secure(TM)利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティーの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure(TM)のサービスの提供を停止します。
- 3.両社は、第1項または第2項に基づくJ/Secure(TM)のサービスの停止に起因してJ/Secure(TM)利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第14条(本規定の改定)

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定し(本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第15条(準拠法)

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第16条(合意管轄裁判所)

J/Secure(TM)の利用に関する紛争について、J/Secure(TM)利用者と両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第17条 (本規定の優越)

J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

(読替規定)

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、条文中の「両社」および「カード発行会社」を「JCB」と読み替えます。

(JS100000 · 20250228)

スマリボ特約

第1条(総則)

- 1.本特約は、会員規約(個人用)(以下「会員規約」という。)第24条(ショッピング利用代金の支払区分)第2項(1)号に基づき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。
- 2. 本特約と会員規約その他の付随規定(以下「会員規定等」という。)との間に内容の相違がある場合、本特約が優先して適用されます。本特約に定めのない事項については、会員規定等が適用されます。

第2条(定義)

- 1.「スマリボ」(以下「本サービス」という。)とは、会員規約第24条第2項(1)号に基づき、原則として全てのショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとするサービスをいいます。
- 2. 「利用者」とは、本特約第3条に基づき、本サービスの利用登録が完了した会員をいいます。

第3条(利用登録)

- 1.本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認の上、両社所定の方法により、両社に本サービスの利用を申し込むものとします。両社は、会員の申し込みを承諾した場合に、当該会員の利用登録を行います。
- 2.前項の利用登録の申し込みができる会員は、会員規約(個人用)の適用を受ける会員です。ただし、一部の会員は、前項の利用登録の申し込みを行うことができません。

第4条(本サービスの内容)

- 1.本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。
 - (1)利用者が会員規約第22条(ショッピングの利用)および第24条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回 払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の加盟店 の利用、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング1回 払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービ スの適用は受けません。
 - (2)本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第20条(利用可能な金額)第1項から第3項に基づき会員がショッピング利用できる金額を算定するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第19条(利用可能枠)第1項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。
 - (3)(1)号および(2)号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第25条(ショッピング利用代金の支払い)第1項(1)号に基づき、ショッピング1回払いとしてお支払いいただくものとします。
 - (4)ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第26条(ショッピングリボ払い)第1項に定めるとおりです。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。
 - (5)利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途両社が公表する条件を充たした場合には、両社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。
- 2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対して、3ヶ月前まで(ただし、重要な変更については6ヶ月前まで)に公表または通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

第5条(本サービスの利用方法)

利用者は、ショッピング利用をするに当たって、ショッピング1回払いをご指定ください。

第6条(利用登録の抹消)

- 1.利用者は、両社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることにより、利用登録を抹消することができます。
- 2.両社は、(1)利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、(2)利用者が会員規定等または本特約に違反したとき、(3)利用者のショッピングリボ払い利用可能枠が0円となったとき、(4)その他利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。
- 3.前二項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなくなり、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後に利用したショッピング利用については、本特約は適用されず、会員規定等のみが適用されます。
- 4.第1項または第2項に基づき利用登録が抹消された場合であっても、それまでのショッピング利用については、本特約第4条第1項(1)号から(4)号が適用されます。ただし、利用者が会員規約第38条(期限の利益の喪失)第1項または第2項に基づき期限の利益を喪失した

場合には、この限りではありません。

第7条(本サービスの終了)

両社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、両社は本サービス終了の6ヶ月前までに利用者に通知します。本サービスが終了した場合、前条第3項および第4項が準用されます。

第8条(本特約の改定)

本特約の改定は、会員規約第46条(会員規約およびその改定)が適用されます。

第9条(「支払い名人」からの移行)

- 1. 「支払い名人」(両社が会員規約第24条第2項(1)号に基づき2019年4月15日利用分、2019年5月10日支払日まで会員に提供していたサービスをいう。以下同じ。)から本サービスに移行した利用者については、本特約第4条第1項(4)号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、「支払い名人」から本サービスへの移行時点で当該会員に対して適用されていた支払いコース(以下「既存コース」という。)または残高スライド標準コースとなります。
- 2.利用者は、両社所定の方法により申し出、両社が認めた場合、既存コースから、本特約第4条第1項(4)号に定める支払いコースに変更することができます。ただし、当該変更後は、利用者は既存コースに再度変更することはできません。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本特約は条文中の「両社」を「JCB」と読み替えます。

(TK430002 · 20250228)

〈ご相談窓口〉

- 1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700 福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(リスク管理担当役員)を設置しております。

(GSM00999 · 20090301)

株式会社おきぎんジェーシービー

お客様相談室

〒900-8534 沖縄県那覇市泉崎1-10-3 琉球新報社泉崎ビル8階 098(862)3201

 $(00027 \cdot 20240701)$

株式会社ジェーシービー

お客様相談室

〒 107-8686 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500

 $(00000 \cdot 20230331)$

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス、株式会社 JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的:保険サービス等の提供

(KRG00777 · 20250228)

<加盟個人信用情報機関>

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

- ●株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)
- 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/

※個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、 勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれか の情報が登録されている期 間
②加盟個人信用情報機関を利用した 日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、 割賦残高、年間請求予定額等の本契約 の内容および債務の支払いを延滞した 事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了 日(完済していない場合は 完済日)から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査 中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本 人申告情報	登録日より5年以内

- ※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、 ④⑤となります。
- ※上表の他、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗 弁に関する調査期間中登録されます。

<提携個人信用情報機関>

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

- ●株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
- 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号 0570-055-955

https://www.jicc.co.jp/

※全国銀行個人信用情報センター・JICCの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター・JICC開設のホームページをご覧ください。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター

(KSK77H · 20250228)

<貸金業務にかかる指定紛争解決機関>

●日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861

(ADR00555 · 20101008)

キャッシングサービスのご案内

<資金使途/自由(ただし、事業資金は除く)>

く其並及処グ自由へにため、事業員並は称べり				
名称	融資利率 (年利)*1	返済方式	返済期間/返済回数	担保· 保証人
キャツ シング 1回払い (国内: 海外)	15.00~ 18.00%	元利一括払い	23~56日(ただし 暦による)/1回	
JCB キャッ シング リボ払い	15.00~ 18.00%	毎月元金 定額払い ボーナス 併用払い ボーナス月 のみ 元金定額払い	利用残高および返済 方式に応じ、返済元る までの期間、回数。 く返済例>貸付金額 50万円で返済元金1 万円の毎月元金定 額払いの場合、50ヵ 月/50回。	不要

- ※ご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用された場合に、当社が交付する「融資ご利用内容のお知らせ」に記載する「返済期間、返済回数、返済期日、返済金額」は、交付後に新規でご利用またはご返済をされた場合には、変動します。
 ※CD・ATMでのキャッシング1回払い(国内)・キャッシングリボ払いの利用手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込))は会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。)
 ※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事
- ※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が 物処理が問満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間は101日、ただし暦による。)。この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満 了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額とな ります。
- *1 1年365日(うるう年は366日)による日割計算。
- ●遅延損害金 (*1)年20.00%

取扱会社:株式会社おきぎんジェーシービー

〈登録番号:沖縄総合事務局長(13)第00006号〉

<日本貸金業協会会員 第001840号>

〒900-8534 沖縄県那覇市泉崎1-10-3 琉球新報社泉崎ビル8階

098(862)3201

※登録番号の最新の更新回数(カッコ内)は当社ウェブサイトをご参照ください。

キャッシングサービス利用可能枠が0円の方へのご案内

以下は、貸金業法第16条の2に基づき、カード発行前にキャッシングサービスに関してご案内する内容です。対象の方は、以下のご案内を お読みください。

【キャッシングサービス利用可能枠が 0 円となる対象の方】

- 1.ご入会お申し込みの際に、キャッシングサービス利用可能枠を希望されなかった方。
- 2.キャッシングサービスのご利用を希望された方で、当社所定の審査に必要な事項を記入いただいていない方(一部、記入内容が不鮮明・ 不明確な方も含む)、またはカードの種類によりもしくはその後の当社の審査によりキャッシングサービス利用可能枠が0円となった方。 ※キャッシングサービスのご利用を希望される方(上記2の方を除く)につきましては、別途、当社よりご案内をいたします。

【キャッシングサービス設定内容のご案内】

		キャッシング 1回払い	海外 キャッシング 1回払い	キャッシング リボ払い
キャッシング総枠		0円		
ご利	用可能枠	0円		
融資利率(年利)*1 18.00% (ザ・クラ		18.00% (ザ·クラス会員の 方は14.10%)		
返济			毎月元金 定額払い	
利用時の	返済総額	0円		
返済の 目安	返済期間 / 回数	0日/	∕ 0□	0ヵ月/0回

- *1 1年365日(うるう年は366日)による日割計算
- ●遅延損害金(*1)年20.00%

仮済金額の算出方法

【キャッシング 1 回払い/海外キャッシング 1 回払い】

前月 16 日から当月 15 日までのご利用額合計および下記計算方法より算出した手数料を翌月のお支払日にお支払いいただきます。 <手数料計算方法>

ご利用額×融資利率(年利)×ご利用日数<ご利用日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366)

【キャッシングリボ払い】

設定の元金および下記計算方法より算出した利息を毎月のお支払日にお支払いいただきます。

ご利用残高が元金よりも少ない場合は、ご利用残高の金額が元金となります。

<利息計算方法>

[新規利用分]新規ご利用額×融資利率(年利)×ご利用日数<ご利用日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366) [残高分]前回ご返済後残高×融資利率(年利)×ご利用日数<前回お支払日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366)

【繰上返済方法】

「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料・利息の全額または一部を随時支払うことができます。

	キャッシング 1回払い (国内・海外)	キャッシング リボ払い	
1. 当社が指定するATM等から入金して返済する方法	×	0	
2. 事前に当社に申し出ることにより、約定 支払日に口座振替により返済する方法	×	0	
3. 事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法	0	0	
4. 当社に現金を持参して返済する方法	0	0	

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、JCBに売上票が到着する日まで日数がかかる場合があります。この場合、JCBに売上票が到着するまで、本会員は繰上返済することができません。

【期限の利益の喪失】

次のいずれかに該当する場合、(1) においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)、(3) または (4) においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6) または (7) においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。なお、(1) については利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。

- (1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4)破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
- (6)会員規約に違反し、その違反が会員規約の重大な違反となるとき(会員規約(反社会的勢力の排除)に定める確約に違反する場合を含むが、それに限らない。)。
- (7)会員規約(退会および会員資格の喪失等)に基づき会員資格を喪失したとき。

【その他】

※コンピニエンスストアでのお支払いや金融機関等での振込によるお支払いの場合の手数料、費用・手数料等に課される公租公課、当社が債権保全実行に要した費用、および CD・ATM でのキャッシング 1 回払い(国内)・キャッシングリボ払いの利用手数料(1 回のご利用金額が 1 万円以下の場合は 110 円(税込)、1 万円を超える場合は 220 円(税込))は、会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただく CD・ATM の対象が異なる場合があります。)

※お支払い期日:毎月 10 日支払い(金融機関等休業日は翌営業日)

※お支払いはご指定の口座より自動振替いたします。ご指定の口座については「カード発行のご案内」をご確認ください。

(JKS777 · 00555 · 20200331)

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語との読み替えについて

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細書等において次のとおり読み替えます。

日本クレジット協会が定める 自主規制規則における標準用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、ショッピン グ利用代金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い・ スキップ払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額、今回 のお支払明細、お支払予定情報
支払回数	支払区分

(KHY00555 · 20180601)

以下の規定については、Oki Dokiポイントプログラムの対象となる方に適用されます。

Oki Dokiポイントプログラム利用規定 https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/



(OKB777 · 20200331)

●(株)おきなわフィナンシャルグループのグループ間の共同利用について

当社は、以下の通り、個人情報保護法に基づく個人データの共同利用を行っております。但し別途法令等により共同利用が禁止または制限されている場合には、その法令等に従います。なお、特定個人情報については、お客様の同意の有無にかかわらず、共同利用いたしません。

1.共同利用する個人データの項目

(1) お客様個人に関するデータ

氏名、住所、生年月日、電話番号等の連絡先、E-mailアドレス、職業、勤務先電話番号、勤務年数、投資に関する知識、経験、年収、 資産内容、負債内容、家族構成等

(2)お取引状況に関するデータ

各種口座番号、各取引履歴、各取引残高、各勘定科目残高、各種勘定科目残高推移、債務者概況、債務者区分、保証人状況、担保明細 等お客様から記入いただいた契約書等

(3) お客様から記入いただいた契約書等

契約書、約定書、依頼書、伝票等、各種申込書に記載された情報

(4) お客様から提出いただいた資料等

本人確認資料、税務申告書、各種認可証書、登記簿謄本、各種証明書、決算書等に記載された情報

- (5) 株主名簿及び株式保有状況に関する情報
- (6) その他与信判断及びリスク管理に関する情報

2.共同利用者の範囲

(株) おきなわフィナンシャルグループならびに(株) おきなわフィナンシャルグループの有価証券報告書等に記載される連結子会社及び 持分法適用関連会社。但し別途法令等により個人データの授受に関して、お客様の同意が必要とされる場合は、当該法令等に則り同意を 得たうえで共同利用します。

2022年4月1日現在、共同利用を行う会社の名称は以下の通りです。

株式会社おきなわフィナンシャルグループ、株式会社沖縄銀行、株式会社おきぎんリース、株式会社おきぎんジェーシービー、おきぎん証券株式会社、株式会社おきぎんエス・ピー・オー、おきぎん保証株式会社、おきぎんビジネスサービス株式会社、美ら島債権回収株式会社、株式会社おきぎん経済研究所、株式会社みらいおきなわ

3.利用目的

- (1) 当社グループの各種商品やサービスのご提案のため
- (2) 当社グループにおける市場調査、並びにデータ集計・分析やアンケート実施等による商品やサービスの研究・開発及びご提案のため
- (3) 当社グループにおける総合的なリスク管理のため
- (4)取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、新商品・サービスに関する広告のために利用するため
- (5) グループの連結決算処理のため
- (6) その他、当社グループにおいてお客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

4.個人データの管理について責任を有する者の名称

沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号

株式会社おきなわフィナンシャルグループ

代表取締役社長 山城 正保

(KD027000 · 20221111)